

一般社団法人日本転倒予防学会 定款施行細則

一般社団法人日本転倒予防学会定款に関する施行細則は次のように定める。

第1章 会員

第1条 (権利)

正会員および名誉会員は、研究業績を本会の主催する学術集会および機関誌等に発表することができる。

- 2 施設・団体会員は、1施設(団体)につき1口4名までを個人会員として扱うことができ、会員名は随時変更可能とする。
- 3 賛助会員は、本会の主催する学術集会へ1口につき1名の無料参加ができる。

第2条 (会費)

日本転倒予防学会(以下「本会」という)の年会費は次のとおりとし、毎年度支払うものとする。

(1) 正会員

① 個人会員 7,800円

② 施設・団体会員(1口4名以内) 30,000円

(2) 臨時会員 3,000円

(3) 賛助会員(1口) 100,000円

- 2 名誉会員の年会費は免除される。

第3条 (休会)

留学その他やむを得ない理由により休会を希望する者は、文書にて代表理事にその旨を提出しなければならない。

第4条 (名誉会員の推薦)

名誉会員は、次のいずれかの基準を満たした者から推薦する。

- (1) 転倒予防医学研究会の研究集会における特別講演講師、本学会学術集会特別講演講師、もしくは、本邦の転倒予防のために多大なる貢献をなした者。
- (2) 本学会役員経験者で、満70歳を迎えた者。
- (3) 本学会の事業に多大なる貢献をなした者。

- 2 名誉会員は、理事会が推薦し、社員総会の議を経て、会員協議会に報告する。

第2章 代議員

第5条 (代議員の選出)

代議員は、継続5年以上の正会員、またはそれと同等以上の学識をもつ正会員の中から選出し、その数は正会員数の10%以内とする。

- 2 代議員の選出にあたり、所定の様式で、理事または代議員2名による推薦書、履歴書および主要業績目録が代表理事に提出され、受理されることで候補者になる。但し、1名の理事または代議員が推薦できる新代議員候補者は3名までとする。また、再任の場合は、推薦状、履歴書および主要業績目録の提出は免除される。

3 候補者が正会員数の10%以内の場合は、理事会、社員総会の承認を経て、会員協議会に報告することで、代表理事が候補者を代議員として委嘱することができる。

4 候補者が正会員数の10%を超える場合には、別に定める方法で選出を行う。

第6条 (代議員の任期)

代議員の任期は、選任の2年後に実施される定時社員総会の日までとするが、再任を妨げない。但し、本人から退会する旨の申請があった場合にはこの限りではない。

2 2年を超えて会費を滞納した代議員は、本人の意思を確認して継続の有無を決定する。

3 代議員の再任に際し、過去2期4年間の定時社員総会に少なくとも1回の本人による出席の無いものは、原則として再任されない。

第3章 役員

第7条 (役員を選出)

理事・監事の選出は、自薦・他薦を問わず本人の履歴書を提出し、理事会において審議する。ただし、再任の場合は、その提出は免除される。

2 理事は、代議員の中から選出し、社員総会の議を経て、会員協議会に報告する。

3 監事は、代議員の中から選出し、社員総会の議を経て、会員協議会に報告する。ただし、監事は代議員以外の他の役員を兼ねることはできない。

4 代表理事および副代表理事は、交代時の理事会において新理事の互選により決定し、会員に報告する。

5. 次の各号に該当する事態が生じた場合には、社員総会の承認を受けることなく、理事会の議を経て、当該役員を補充することができる。なお補充された役員の職務は、当該役員の職務内容に準ずるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

1) 理事および監事に欠員が生じた場合

2) 理事および監事にその職務の遂行が困難と判断される事態が生じた場合

第4章 会長及び副会長

第8条 (会長及び副会長の選出及び任期)

会長は、理事会が推薦し、社員総会の議を経て、会員協議会に報告する。

2 会長の推薦に際しては、分野に偏りが出ないように配慮する。

3 会長は、前々年度学術集会終了の後から前年度の学術集会の終了までの間は副会長を務めることとし、会長の任期は、前年度学術集会の終了後からその年度の学術集会終了までとする。ただし、任期満了後でも、残務が終了するまでは、引き続きその職務を行う。

第5章 委員会

第9条 (担当理事の選出)

委員会には、理事会から選出された担当理事を若干名置く。

第10条 (委員の選出)

委員は、各委員会の担当理事が理事、監事、代議員、正会員等の幅広い範囲から選出し、理

事会で決定する。

第11条 (担当理事と委員の任期)

担当理事と委員の任期は、選任の2年後に実施される定時社員総会の日までとするが、再任を妨げない。

第12条 (委員会の決議)

委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 委員会に於いて決議を行うことに困難が生じた場合は、業務執行理事会で決議を行うことができる。

第13条 (委員の解任)

委員は、理事会の決議によって解任することができる。

第14条 (委員会の解散)

委員会は、理事会の決議によって解散する。

第6章 表彰

第15条 (目的)

会員の優れた学術研究活動・教育啓発活動を顕彰かつ奨励することを目的として各賞を設け、表彰する。

第16条 (種類)

次の4賞を設ける。

- (1) 学会賞 正会員の中で、とくに、学会への多大な貢献のあったもの
- (2) 優秀論文賞 筆頭著者によって前年度（審査確定年度）の『一般社団法人日本転倒予防学会誌』に掲載された論文の中から、最も優れた論文1編
- (3) 若手研究奨励賞 35歳未満（論文受付時年齢）の筆頭著者によって前年度（審査確定年度）の『一般社団法人日本転倒予防学会誌』に掲載された論文の中から、最も優れた論文1編
- (4) 社会啓発賞 転倒予防に関する社会や国民への啓発・教育がとくに顕著なもの

第17条 (表彰と発表)

各賞の受賞者には、学術集会において賞状と副賞を授与する。

第18条 (選考)

「学会賞」と「社会啓発賞」は理事会において、審議・決定する。

- 2 「優秀論文賞」と「若手研究奨励賞」は、編集委員会委員ならびに理事若干名で構成される別の選考会議において審議し、理事会の議を経て決定する。選考会議の長は、編集委員長がその任に当たる。なお、選考会議の構成員のうち、自身が共同研究あるいは関係すると考えられる場合には、利益相反行為防止の観点から、当該審査あるいは意思決定には加わらない。

第19条 (その他の表彰等)

その他、本細則に定められていない事項に関しては、理事会において決定する。

第7章 附則

第20条

本細則の改廃は、理事会の決議による。

- 2 本細則は、2022年4月9日より施行する。
- 3 本細則は、2022年7月9日より施行する。
- 4 本細則は、2023年3月18日より施行する。
- 5 本細則は、2025年10月4日より施行する。